

下諏訪商工会議所「プレミアム付商品券」発行事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 下諏訪商工会議所(以下「会議所」という。)は、下諏訪町の事業主体により消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を支える為、「下諏訪町プレミアム付商品券」(以下「商品券」という。)発行事業を行うこととし、本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行事業の主体は下諏訪町であり、運営及び管理等は会議所が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、商品券発行日の令和1年10月1日から換金終了日の令和2年4月9日までとする。

(商品券の種類等)

第4条 発行する商品券の種類、枚数は次の通りとする。

- (1) 500円券10枚綴りで5千円分を1冊とする。
- (2) 1冊4千円で販売する。

(券面表示事項)

第5条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 実施主体及びその所在地
- (2) 金額及び使用期間
- (3) 釣銭の取り扱いをしないこと
- (4) 紛失、盗難等の免責
- (5) 商品券に関することは実施要綱で定めていること

第2章 商品券の販売

(商品券の購入方法)

第6条 商品券は「商品券購入引替券」を提示し、購入数を申告して現金購入する。

(購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者(「住民税非課税者」、「三歳未満児子育て世帯主」)は第13条に規定する利用事業所において、商品券の利用を希望し購入引換券を持つ者とする。

(購入限度額)

第8条 購入限度額は購入対象者1人につき5セット25千円までとする。

(販売期間)

第9条 商品券の販売は、令和1年9月24日から令和2年2月29日とする。

(販売場所)

第10条 商品券の販売場所は原則として下諏訪商工会議所会館とする。

(販売周知)

第11条 販売の周知方法は次の方法とする。

- (1) 会議所会報等
- (2) その他不特定多数の消費者に周知可能な方法

第3章 商品券の利用

(利用期間)

第12条 商品券の利用期間は令和1年10月1日から令和2年3月31日とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第13条 商品券を利用できる事業所は、第21条により登録した事業所とする。

(利用制限)

第14条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の利用対象外とする。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 性風俗関連の営業に係るもの
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) その他加盟店が特に指定するもの
- (7) ICカード等への電子マネーのチャージ等

(釣銭)

第15条 商品券の額面に満たない利用のときであっても、釣銭は支払われないものとする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は利用者の責務とする。

(商品券の破損等)

第17条 破損した商品券は、全体の3分の2程度が残っていれば商品券とみなす。

(不正利用の損害)

第18条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害等の賠償請求を行うものとする。

第4章 利用店

(利用店の資格)

第19条 商品券を取り扱うことのできる事業所(以下「利用店」という。)の資格は、下諏訪町内に事業所又は営業所を有し、事業実体があること。または事業主体が認めるものとする。

(利用店の募集)

第20条 利用店募集の周知方法は会議所会報等によるものとする。

(利用店の登録手続き)

第21条 登録を希望する事業所は、会議所事務局に「取扱店申込書」を提出すること。

(換金期間)

第22条 利用者から受け取った商品券の換金期間は令和1年10月から令和2年4月の間の毎月6日・16日・26日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)とし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。換金日は別紙記載。(ただし、10月16日より換金し4月6日が換金期限とする。)

(換金方法)

第23条 換金方法は次の方法とする。

- 利用者から受け取った商品券を指定期日に事前に登録している金融機関に持参し、必要事項を記入した「商品券引換依頼書」とあわせて窓口提出する。
- 金融機関は利用店から商品券の提出があったときは、券面金額を利用店の指定口座へ振り込むものとする。
- 金融機関は利用店から提出された商品券の裏面に取扱事業所名等の記入がない場合は受付を断ることができる。

(事務経費)

第24条 事務経費は、予算の範囲内で支出する。

(利用店の責務)

第25条 利用店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと
- 会議所が配布する利用店ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること
- 利用者から受け取った商品券は利用分のみ受け取ること
- 破損した商品券は第17条の規定により取引を行うこと
- 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに会議所に申し出ること
- 商品券の売買、再利用は禁止とすること
- 会議所が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること
- 本要綱及び会議所からの指示を遵守すること

(利用店資格の喪失等)

第26条 前条の各号に反する行為と会議所が認めた場合は、必要に応じ、換金の拒否、利用店の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第27条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、利用店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第28条 利用店は登録事項に変更があったときは、速やかに会議所に届け出るものとする。

第5章 雑則

(会議所の責務)

第29条 会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること
- 商品券の保管・管理は特に厳重に行うこと
- 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに会頭に盗難、紛失した商品券番を報告するとともに利用店にその旨通知すること
- 上記各号のほか、商品券発行事業に必要な運営管理を行うこと

(紛失等の責務)

第30条 会議所の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は会議所の責務とし、会議所は損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 商品券発行事業についての問い合わせは次の通りとする。

- 事業実施主体 下諏訪町(主管：健康福祉課)
- 発行事業団体 下諏訪商工会議所
- 所在地 下諏訪町4611
- 電話番号 0266-27-8533
- FAX番号 0266-28-8811

2 この要綱に定めるものの他、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、会議所会頭が別に定める。

附 則

(施行期日)

この実施要綱は令和1年7月1日から施行する。

※本商品券は切り離して利用が出来ます。